

## 論文要旨説明書

### 報告論文のタイトル：

NTT 東日本事件と Trinko 事件  
—”Essential Facility”を問い直す

**報告者・共著者**（大学院生は所属機関の後に（院生）と記入してください。）

**報告者氏名：**西正 稔

**所属：**マンパワーグループ株式会社

**共著者 1 氏名：**

**所属：**

**共著者 2 氏名：**

**所属：**

### 論文要旨（800 字から 1200 字、英文の場合は 300 から 450 語）

“Essential Facility”という概念については、和久井理子『技術標準をめぐる法システム』商事法務(2010年)163頁註14にあるように、これまで一義的ではなく多義的に用いられてきた(概念の由来については同註参照)。そして、和久井教授はこの概念を用いることについて「法律上も、実態を説明する上でも不要」とし、更に「論者によって意味内容が違っており、混乱を引き起こすことがある」と述べている。

そこで、その主張が適切なのか、あるいはそうではないのかを判断するための予備的作業の1つとして、我が国において光回線設備の他事業者向けの接続料金が適切なのか問題となったNTT東日本事件(審判審決平成19年3月26日公正取引員会審決集53巻776頁、審決取消につき東京高判平成21年5月29日審決集56巻第2分冊262頁、最判平成22年12月17日民集64巻8号2067頁)、さらにはアメリカにおいて競争者となる地域電話業者に適切に通話処理システムを提供しなかったことが問題になったTrinko事件(Verizon Communications Inc. v. Law Offices of Curtis V. Trinko, LPP、第一審は123 F.Supp.2d 738、控訴審は305 F.3d. 89、上告審は540 U.S. 398)を踏まえて、“Essential Facility”という概念を利用して議論されてきた内容について、準備可能な範囲で整理することを試みる。

整理の具体的な順序としては、通信事業を含むインフラ事業から検討するが、準備の状況により(準備と報告の)時間が許せば和久井教授が指摘する知的財産分野に言及することにしたい。

直観的に見ると、整備(入手)する費用(いわゆる sunk cost)が大きい場合に“Essential Facility”という概念が利用されているように見受けられる。そこで、可能な範囲で sunk costが大きくなる場合の競争政策と厚生水準を損ねない政策実現手段につき言及することにしたい。